

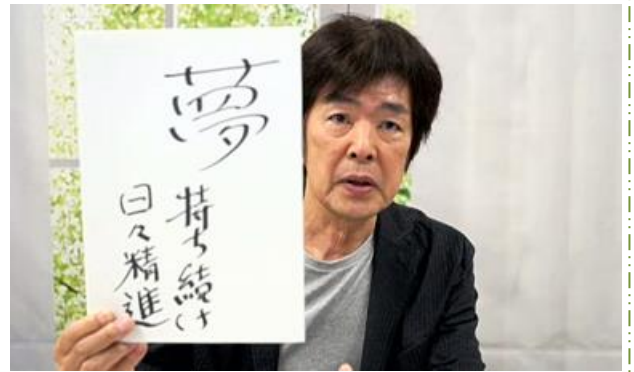
PAN メンバーズオンライン例会開催！

今月のメニュー

1. PAN メンバーズ
オンライン例会
2. ご挨拶
3. 案内
4. 税務コラム



第 119 回パンメンバーズ例会が今回もオンラインで開催されました。前回に引き続き、河原事務所が事務局として準備をさせて頂きました。今回は 50 名を超す方々にご参加いただき、記念すべき 40 周年の例会は大盛況のうちに無事閉幕しました。今回講師にお越しいただいた方は、ジャパネットたかた創業者 株式会社 A and Live 代表取締役 高田明様です。今年度の PAN メンバーズの年間研究テーマ「人とつながるベーカリー」に沿って、高田様の遍歴からジャパネットたかたの創業、将来のビジョンなどをお伺いしました。「カメラのたかた」時代から現在まで 35 年間の経営者人生で高田様が大切にされていたことは「今を生きる」ということでした。「今を生きているつもり」になるのではなく、たとえ何回も失敗したとしてもその経験が確実に自分と未来を変えていく、そのストイックさをジャパネットたかたの社員へ直接声をかけて伝えていたようです。仕事の上で一番大事なことは「自分たちが頑張っとうなるか」。会社と自分たちがどうなりたいかを会話を通して社員と共有していくことでもう一度原点からビジネスを見つめなおすことができるとおっしゃっていました。後半では高田様の人生観についても語られており、「人生の目的は『企業は人のためにどれだけ尽くしているのか、自分の人生においてはどれだけ人を幸せにできたのか』』ということ。自分が作るパンによってどれだけの人を幸せになったのかを意識することが大切



です。」と熱く語られておりました。最後に高田様は「失敗」の定義について語られました。「失敗とは、やらなかったこと、一生懸命やらなかったことです。一生懸命にやったものは、結果はどうであれ成功なんです。私は今まで一回も失敗をしていません。」と話され、盛り上がりの中、講演が終了、質疑応答でも多くの手が挙がり、会員様からはぜひ生でお会いしたかったとの声が寄せられていました。続いては弊所所長の河原の進行の下、実際の取り組み事例として 3 社の方々にディスカッションをしていただきました。株式会社エムズフードアンドライフ 南様からは「自治体とつながる」「退職後もつながる」について、有限会社ヤナギヤ 宮所様からは「生産者とつながる」について、株式会社ケルン 壺井様からは「社会と地域とつながる」について、それぞれ取り組まれている事例を紹介しながらディスカッションが行われました。人とつながることの大切さから

将来の循環型社会を目指していく取り組みなど、多くの議論がなされました。協賛会員様の PR では株式会社 ADEKA 様は「ピスタチオケーキフィリング」を、株式会社田中食品興業所様は「チーズを楽しむ」をテーマに秋に楽しめる商品の紹介を、鳥越製粉株式会社様は「キャラメルナッツラスク」をそれぞれ紹介されました。次回例会は 10 月に予定しております。WEB 開催が続く中、一堂に会することができる日を心待ちにしております。(岡添 克樹)



還暦のお祝いをして頂きました(#^.^#)



「8月3日は空けておいて下さい。」随分前から言われてました(笑)。誕生日、しかも60歳還暦とあって、何かしら催しを考えてくれているとは思っていましたが、仕事中心になり拉致されて向かった先は「福島ガリレイさん」の会場。そして出迎えてくれたのは家族や仲間、お客さま(コロナ禍のためオンライン)。本当にビックリ！そしてビデオメッセージに感動しました。プレゼントには赤いチェックのジャケット、そしてオリジナルのバックパネル。この企画を考え運営してくれたスタッフと当日ご参加、又はご協力頂いた皆さんに感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

本当にありがとうございました。河原 治

事務所紹介・事業内容 ホームページは <https://www.bakery-no1.com>

パン屋さんの開業～開業後～企業発展～幅広くパン屋さんをサポートいたします。

1. パン職人のための後悔しない！失敗しない！融資支援(開業前・融資支援)
2. 簡単な経理でパン屋を経営できるしあわせ会計のご提案(開業後・経理支援)
3. 仕事の合間に情報収集できる、オンラインサロン NEST (定期配信サービス)
4. 身近なパートナーとしての税務顧問、「目標管理」を中心とした経営のサポート(経営改善、経営コンサルティング)



〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 info@bakery-no1.com

税務コラム

インボイス制度が導入予定！登録申請書の提出・登録が始まります

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。令和3年10月より登録申請開始。

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

↑と←の説明は国税庁のHPより参照しております。専門用語も多く、わかりづらい内容です。新しい制度なので、当事務所でも順次対応中です。気になる点やご質問などありましたら、公式ラインより受け付けております。(喜多 泰友)